**サービス提供体制強化加算の算定に係る職員配置要件について（R3.4報酬改定分）**

【前提条件】定員超過利用・人員基準欠如減算に該当していないこと

【算定要件】

**サービス提供体制強化加算（Ⅰ）**

次の**いずれか**に適合する場合

　　　①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70％以上であること

　　　②事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25％以上であること。

**サービス提供体制強化加算（Ⅱ）**

事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50％以上であること

（※旧加算（Ⅰ）イに該当）

**サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**

　　次の**いずれか**に適合する場合

　　　①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40％以上であること。

（※旧加算（Ⅰ）ロに該当）

　　　②サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が30％以上であること。

【注意事項】

〇職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。介護福祉士については、各月の前月の末時点で資格を取得している者とする。

〇前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、または再開した事業所等）について

届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、または再開した事業者については、４月目以降届出が可能となる。また、届出を行った月以降においても、直近３か月間の職員の割合につき、毎月記録し、継続的に所定の割合を維持すること。所定の割合を下回った場合には届出を行うこと。

〇勤続年数の考え方

当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる（同一法人であれば、直接処遇を行う職種に限り勤続年数の通算が可能）。産休や育児休業、介護休業期間中は雇用が継続していることから、勤続年数に含めることができる。

ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであっても通算不可。

〇サービスを利用者に直接提供する職員の範囲

通所系・施設系サービス

生活相談員、看護職員、介護職員、または機能訓練指導員として勤務を行う職員。

　ＧＨ

　　介護従業者として勤務を行う職員

〇多機能型サービスの常勤換算について

　　利用者への介護業務（計画作成等介護を行うにあたって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く）に従事している時間を用いれば可。